

公開情報

	業務・財務等に関する資料
1. 定款	定款
2. 役員名簿	ホームページ参照
3. 事業報告書 (平成30年度)	事業報告書
4. 第8期決算公告 (平成30年度)	貸借対照表の要旨
5. 事業書類 (平成31年度)	事業計画

役員の退職金等	役員報酬等支給規程・役員退職慰労金等規程
---------	----------------------

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センターと称する。

2 この法人の英文名を Sleep Apnea Syndrome Support Center
(略称 SAS Center) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、睡眠呼吸障害等に関するスクリーニング検査、その他の運輸・交通等の事業に従事する者の健康の維持・管理に関する事業等を行うことにより、運輸・交通事業等における事故の軽減・防止、安全性の向上を図り、もって、人と環境に優しい社会の形成及び公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 睡眠呼吸障害等に関するスクリーニング検査
- (2) 運輸・交通等の事業に従事する者等の健康の維持・管理に関する調査
- (3) 運輸・交通等の事業に従事する者等の健康の維持・管理に関する情報提供及び啓発活動
- (4) 運輸・交通等に係る事業者等に対する損害保険等の取扱
- (5) 前各号に掲げる事業の推進に必要な経費の支弁に充てる為の運輸・交通等に係る事業者等からの事務受託
- (6) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び財産

(設立財産及び価額)

第5条 この法人の設立にあたっての、設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----|--------|
| (1) 高橋 榮一 | 現金 | 金100万円 |
| (2) 別所 恭一 | 現金 | 金100万円 |
| (3) 高田 寛 | 現金 | 金100万円 |

(基本財産)

第6条 この法人の設立にあたって、設立者が拠出する財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

2. この基本財産は、寄附された財産とし、拠出者への返還義務を負わないものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。
- 3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告の備え置き及び閲覧については、第47条の規定による。
- 4 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

（剰余金）

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（長期借入金）

- 第11条 長期借入金（その借入れ年度内に償還する借入金以外の借入金をいう。以下同じ。）の借入れをしようとする場合であって、その年度の長期借入金の累計額が第8条第1項に基づき理事会の決裁及び評議員会の承諾を得た収支予算書の長期借入金の額（以下、長期借入金予算額という）を超えるときは、理事会及び評議員会の承認を受けるものとする。
- 2 1回の長期借入金の額が長期借入金予算額の1/2を超えることとなるときも、前項と同様とする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第12条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人又はこの子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員とし

ての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分、除外又は担保への供与の承認
- (7) 長期借入金の承認（第11条に規程する場合に限る）
- (8) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、除外又は担保の供与の承認

(4) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を専務理事・常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事・常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事は、この法人又はこの子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務の執行を総理し、理事会の議長となる。
- 3 専務理事・常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐して、この法人の業務の執行を掌理する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事・常務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は毎事業年度4箇月を越える間隔で2回以上

、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、前項に基づき作成した監査報告を、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事に通知する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 8 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- 9 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 10 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

でとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長が不在のとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第27条第6項の規定により、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に定めのある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、遅滞なく、臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第35条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、法令及びこの定款に定めのある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 顧問および賛助会員

(顧問)

第38条 この法人に、顧問5名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関し、理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

6 顧問は、理事及び監事並びに評議員を兼ねることができない。

(賛助会員)

第39条 この法人の趣旨に賛同し、賛助会費を拠出するものを賛助会員とする。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第41条 この法人は、評議員会の決議によって、法令で定める法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(専門委員会)

第45条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱する。

3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局職員は、理事長が任免する。

4 事務局に関する規定は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

(1) 定款

(2) 役員及び評議員の名簿

- (3) 許認可等及び登記に関する書類
 - (4) 第9条第1項各号の書類及び監査報告
 - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (6) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立時評議員)

第49条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 野尻俊明

設立時評議員 高松伸幸

設立時評議員 齋藤直也

(設立時の役員)

第50条 この法人の設立時理事、設立時理事長、設立時常務理事は、次のとおりとする。

設立時理事 高橋榮一・岡靖哲・秋元豊・別所恭一

設立時理事長 高橋榮一

設立時常務理事 別所恭一

設立時監事 古川勉

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成24年3月31日までとする。

第52条 この法人の設立にあたっての、設立者の名称は次のとおりとする。

- (1) 氏名 高橋 栄一
- (2) 氏名 別所 恭一
- (3) 氏名 高田 寛

(法令の準拠)

第53条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人その他の法令に従う。

(定款の施行・改定)

第54条 この定款は、この法人の設立日2011年(平成23年)9月29日から施行する。

改定日：2014年(平成26年) 3月24日

改定日：2015年(平成27年) 7月 3日

改定日：2019年 6月17日

2018年度事業報告書

I.スクリーニング検査事業

1. スクリーニング検査受診者目標 24,000 名に対する結果

- ・2018年度は、スクリーニング検査受診者目標 24,000 名に対し 29,932名（達成率 124.7%）の結果で終了致しました。トラック事業者様につきましては、前年以上の受診者の確保が出来ました。JAF 会員様につきましては 3月 11 日よりキャンペーンを開始した為前年比136.3%となりました。

2. 検査受診の質的向上

- ①受託件数に応じた、サービス内容の充実を図るための業務体制及びスムーズな検査評価提供の体制の構築。
- ②検査業務に応じた体制確立。
- ③業務量に応じた体制を取り繁忙期に向けた適正な人員の配置。
- ④検査機器を 1,173 台(2018年度 48 台増備)に増やしたことにより、受診者及び受診企業様の希望日時に検査できるよう、サービスの向上につながる検査を実施。
- ④大手事業者の年間受診計画に合わせた的確な検査の実施。

II 普及促進事業

1. 普及促進及び支援活動

- ①各都道府県トラック協会への普及活動及び支援要請の実施。
- ②各都道府県バス協会の助成金交付状況の確立と当センターの紹介要請の実施。
- ③大手事業者の年間計画に基づく検査受診の実施。
- ④各受診企業様へできる限り訪問し検査に対するご意見等確認。
- ⑤他社との業務提携（JAF 様）による個人会員への受診促進の実施。
- ⑥業務提携先事業者の広報誌掲載により一般個人への受診促進の実施。

2. 普及啓発活動

- (1) 他団体、関係機関等が主催する展示会・セミナー会場でPR啓発活動を実施

- ①「第13回NASVA安全マネジメントセミナー」会場にて出展実施。(東京国際フォーラム・2018.10.16)

以上当財団の普及啓発活動ならびに検査受診の促進活動を実施致しました。

3. 広報活動

(1) ホームページ、パンフレット等を活用し広報活動の取り組み

- ① ホームページリニューアルにより、弊財団の活動内容紹介、および検査受診への案内を充実させ、より多くの顧客確保につなげる広報活動の実施。
- ② グーグルを利用した広報活動の実施。

以上

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	84,937,013	49,273,721	35,663,292
未収金	1,407,360	1,166,790	240,570
前払金	387,452	0	387,452
預け金	14,660	14,660	0
貯蔵品	393,179	769,902	; 376,723
流動資産合計	87,139,664	51,225,073	35,914,591
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1,099,476	3,301,729	; 2,202,253
什器備品	375,061	562,309	; 187,248
ソフトウェア	733,334	1,533,334	; 800,000
敷金	2,361,300	2,361,300	0
長期前払費用	806,046	1,050,409	; 244,363
その他の固定資産合計	5,375,217	8,809,081	; 3,433,864
固定資産合計	8,375,217	11,809,081	; 3,433,864
資産合計	95,514,881	63,034,154	32,480,727
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,163,593	2,493,782	3,669,811
前受金	1,245,634	412,690	832,944
預り金	822,349	658,053	164,296
未払法人税等	8,585,400	3,983,400	4,602,000
未払消費税等	4,224,600	844,500	3,380,100
流動負債合計	21,041,576	8,392,425	12,649,151
2. 固定負債			
役員退職慰労引当金	20,638,800	16,590,000	4,048,800
固定負債合計	20,638,800	16,590,000	4,048,800
負債合計	41,680,376	24,982,425	16,697,951
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(2) その他一般正味財産	53,834,505	38,051,719	15,782,786
一般正味財産	53,834,505	38,051,719	15,782,786
正味財産合計	53,834,505	38,073,319	15,761,186
負債及び正味財産合計	95,514,881	63,055,744	32,459,137

2019年度 事業計画及び予算について

【概況】

国土交通省自動車局安全政策課による自動車運送事業者における「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」の改訂に続き、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部改正法も法規上明記され、国土交通省自動車局安全政策課によるスクリーニング検査をより効果的に普及させるため、産官学の幅広い関係者から構成される「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」が設置されており、2017年6月30日公表されました「事業用自動車総合安全プラン2020」におきまして、バス・タクシー・トラック業界のSASスクリーニング検査の普及啓発のお陰もあり、より一層のSASへの取り組みが重要視されてきており、弊財団の果たす役割も重要になって来ております。

I.SASスクリーニング検査事業

- ① 2019年度 SASスクリーニング検査受診者 25,000名
（新5ヶ年計画より）の目標。
- ② 検査機器、現在1,173台によるきめの細かいサービス、安定した検査の実施。
- ③ トラック事業者以外の他事業者への更なる普及拡大。
- ④ 繁忙期に向けた適正人員の配置。

II.普及促進事業

- ① 各都道府県トラック協会・バス協会等の関係団体との連携に基づく会員事業者への普及促進と支援活動の更なる要請。
- ② バス協会会員事業者への普及促進の強化。
- ③ 実運送事業者様への幅広い普及促進の強化。
- ④ 大手事業者及び受診意向の強い企業への直接訪問を通じての普及促進と支援活動の継続実施。
- ⑤ 他社との業務提携（JAF様）の継続促進。
- ⑥ 運送事業以外の業界及び企業への普及促進と支援活動の継続実施。
- ⑦ 広報活動等を通じての普及促進と支援活動の継続実施。

役員報酬等及び 費用に関する規程

2019年4月1日

一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター（以下「SAS」という）定款第30条の規程に基づき、役員報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条の規定に基づき置かれる理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、SASを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 SASは、職務執行の対価として、常勤役員に対し次の報酬等を支給する。

- (1) 定例報酬（本俸、調整手当及び賞与）
 - (2) 退職慰労金
- 2 常勤役員を除く役員等には、報酬等を支給しない。

(定例報酬の額)

第4条 定例報酬のうち本俸は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 月額95万円以下の範囲内で理事長が定める額
- (2) 専務・常務理事 月額80万円以下の範囲内で理事長が定める額

- 2 定例報酬のうち調整手当は、前項の規定に定められた本俸の額に100分の12を乗じた額とする。
- 3 定例報酬のうち賞与は、予算の範囲内で、前二項の規定より定められた本俸及び調整手当の額の合計額に対し、理事長が、当該役員の勤務成績、機構の運営状況、社会一般の情勢等を勘案して、別途定める支給月数を乗じて得た額とする。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期終了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。支給に関する詳細は、別に定める。

(費用)

第6条 SASは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、当該役員等の請求により、請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(報酬等の支給方法等)

第7条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額、その他の報酬等の支給方法等に関する事項は給与規程に準ずる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から適用する。

【第〇号議案】

役員報酬の承認について

役員報酬等支給規定4条に基づき、評議員会において定める役員の2019年度本俸年間総額の範囲について、次の通りの承認をお願いいたします。

年間総額の範囲	18,500,000 円
---------	--------------

上記範囲は2019年4月度から実施といたします。

以上

役員退職慰労金等規程

2019年4月1日

一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

役員退職慰労金等規程

(目的)

第1条 役員退職慰労金等については、一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター（以下「SAS」という）の「役員の報酬等及び費用に関する規程」（以下、「役員報酬規程」という。）第6条に基づき定める本規程の定めるところによる。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、役員が退職したときにその者に、死亡した場合は、その遺族に支給する。ただし、定款第29条第1号により解任された場合には支給しない。

(支給額)

第3条 常勤役員に対する支給額は、在職1ヵ月につき、その者の役員報酬規程第4条第1項に定める本俸月額に100分の25以内の割合を乗じて得た額を基準する。

- 2 前項の割合は、その者の在職中の功績等を考慮して、理事長がその都度決定する。
- 3 在任期間が1ヵ月に満たない端数は、これを1ヵ月に切り上げる。

(特別功労金の支給)

第4条 非常勤役員でSASに対して特に功績のあった者に対し、評議員会の決議により、特別功労金を支給することが出来る。

- 2 支給額は、その者の在職期間及び功績等を考慮し、評議員会の決議を経て、理事長が決定する。

(支給方法)

第5条 退職慰労金の支給に当たっては、法令により控除すべき額を控除した残額とし、退職又は死亡日から1週間以内に支給する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から適用する。